

心神喪失者等医療観察法の施行に伴う精神保健福祉士の 就労状況に関する調査実施要領

1 調査の趣旨

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者(以下「対象者」という。)に対し、適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療やその確保のために必要な観察・指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とするものです。

対象者の処遇については、検察官による申立てに基づき、裁判所において、裁判官と精神保健審判員(精神科医)の合議体による審判で決定されますが、審判においては、裁判所の求めに応じ、精神保健参与員が対象者の処遇の要否やその内容につき意見を述べることとされています。

この参与員は、精神保健福祉に関する専門家として厚生労働大臣が作成した名簿に基づき、地方裁判所が予め選任した者の中から、裁判所が必要に応じ処遇事件ごとに指定することとなっています。参与員候補者としては、一定の実務経験を有する精神保健福祉士等を想定しているところですが、その具体的な基準は、今後さらなる検討の上で厚生労働省令にて規定されることとなっています。

参与員候補者の名簿は、この法律の施行日(公布日(平成15年7月16日)より2年を超えない範囲で政令で定める日)より一定期間前に厚生労働大臣が作成し、地方裁判所に送付する必要がある、今後具体的な基準の制定や、当該基準に基づく参与員候補者の名簿の作成を進める必要があります。

こうしたことから、今般、精神病院や精神障害者社会復帰施設等に在勤する精神保健福祉士の就労状況に関して調査を行うものです。

2 調査対象者

各都道府県において以下に掲げる機関に勤務している精神保健福祉士(精神保健福祉士法(平成12年法律第131号)第28条の規定するところに従い精神保健福祉士としての登録を受けた方)を対象とします。

- ①精神病院(公立・大学・民間) ※ 国立病院は別途厚生労働省より調査予定。
- ②精神障害者社会復帰施設(精神保健福祉法に規定する生活訓練施設、福祉ホーム、授産施設(通所・入所)、福祉工場及び地域生活支援センターをいう。)

3) ・都道府県 → 公立精神科病院、大学病院、精神保健福祉センター、
・指定都市 保健所等

都道府県、指定都市においては、都道府県、指定都市下の公立精神科病院、大学病院、精神保健福祉センター、保健所等に対して、①本実施要領、②集計表(別紙1)、③調査用紙(別紙2)を送付することにより調査を依頼してください。

4) ・民間精神科病院 →(調査の実施)→ (社)日精協支部
・社会復帰施設 →(調査の実施)→ (福)全精社協支部
・精神保健福祉センター、保健所等 →(調査の実施)→ 都道府県、
指定都市又は保健所設置市等
・公立病院・大学病院 →(調査の実施)→ 都道府県又は指定都市

調査の依頼を受けた病院、社会復帰施設、精神保健福祉センター、保健所等においては、在勤する精神保健福祉士の有資格者に対して調査用紙を配布の上、回答についての協力を依頼してください。また、調査用紙の回収後、各病院・施設等に在勤する精神保健福祉士の有資格者の数と、そのうち調査用紙への回答が得られた者の数を集計表に記載の上、①集計表、②回答が記入された調査用紙を調査の依頼元に提出してください。

5) ・(社)日精協支部
・(福)全精社協支部 → 都道府県
・保健所設置市等

調査結果の提出を受けた(社)日本精神科病院協会及び(福)全国精神障害者社会復帰施設協会の各支部並びに保健所設置市等においては、各病院・施設等からの提出物を取りまとめの上、依頼元の都道府県に対し、①集計表、②回答が記入された調査用紙を提出してください。

6) ・都道府県 → 厚生労働省
・指定都市

都道府県及び指定都市においては、各精神病院・施設等からの調査用紙及び集計表を基に総括表(別紙様式2)を作成の上、①回答が記入された調査用紙、②総括表(紙媒体及び電子媒体をフロッピーディスクに保存したもの)を厚生労働省担当まで提出してください。

③保健所・精神保健福祉センター及びこれに類する機関

3 調査期日

平成15年12月1日現在とします。

4 調査事項

2の調査対象者について、①氏名、②生年月日、③性別、④精神保健福祉士登録番号、⑤精神保健福祉士登録年月日、⑥自宅住所、⑦勤務先、⑧通算実務期間(精神保健福祉に関する専門家として実務に従事した期間の合計)、⑨当該実務経験の内容について回答を依頼するものです。

5 調査の手順

1) 都道府県 →

- ・(社)日本精神科病院協会支部
- ・(福)全国精神障害者社会復帰施設協会支部
- ・保健所設置市等(指定都市を除く)

都道府県より、(社)日本精神科病院協会の各都道府県支部、(福)全国精神障害者社会復帰施設協会の各都道府県窓口並びに各都道府県下の保健所設置市及び精神科病院を有する市町村(指定都市を除く。以下「保健所設置市等」という。)に対し、①本実施要領、②集計表(別紙1)、③調査用紙(別紙2)を送付することにより調査を依頼してください(日精協、全精社協の窓口については、巻末の団体窓口一覧を御参照ください)。

なお、富山県・石川県、さらに徳島県・香川県・愛媛県・高知県においては、全精社協の支部はそれぞれ共通となっていますが、各県よりそれぞれ共通の支部に対して調査の依頼を行ってください。

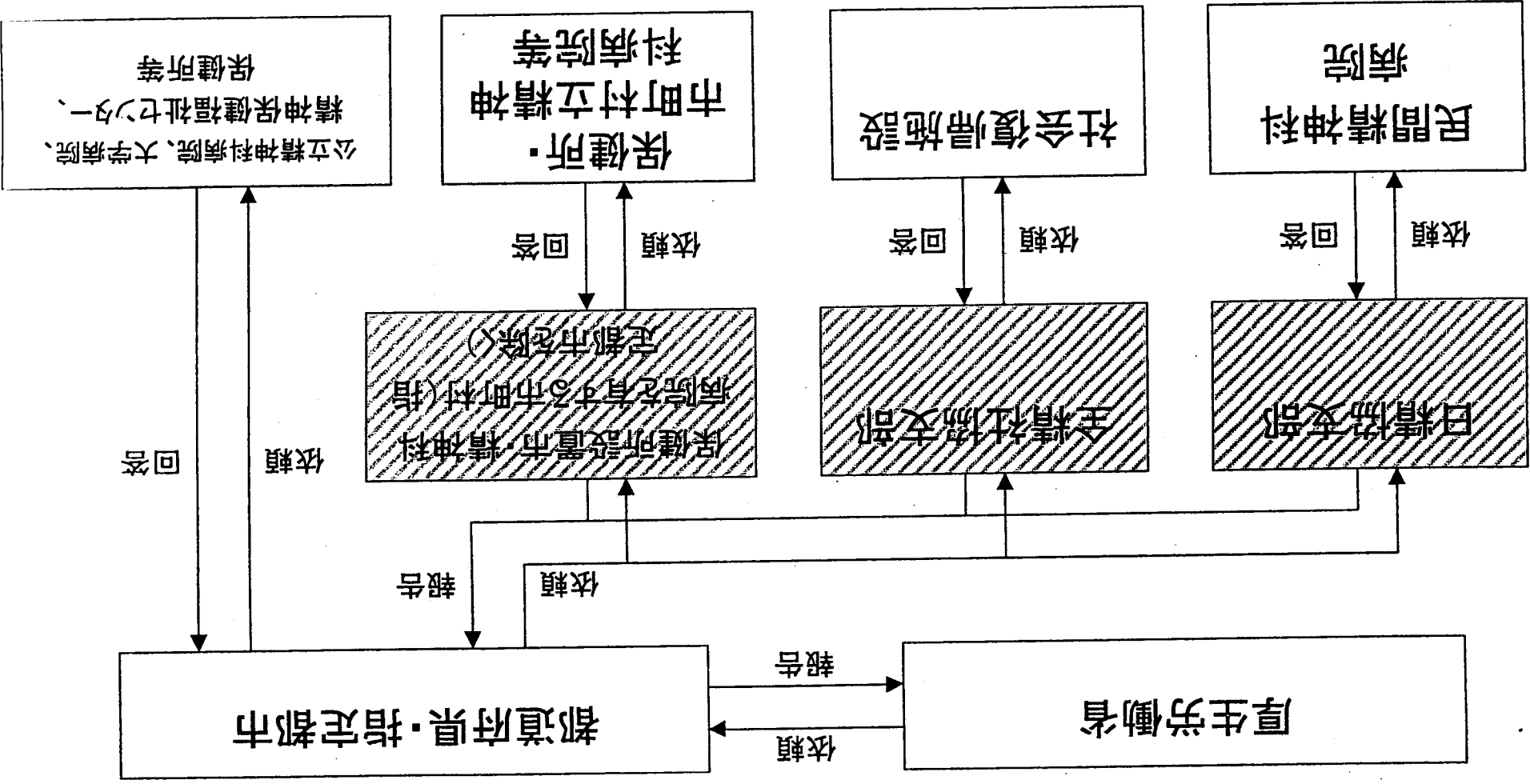
- 2) ・(社)日本精神科病院協会支部 → 民間精神科病院
・(福)全国精神障害者社会復帰施設協会支部 → 社会復帰施設*
・保健所設置市等 → 保健所・市町村立精神科病院等

(社)日本精神科病院協会の各都道府県支部、(福)全国精神障害者社会復帰施設協会の各都道府県窓口及び各都道府県下の保健所設置市等においては、それぞれ各都道府県の精神病院、精神障害者社会復帰施設又は保健所・市町村立精神科病院等に対して、①本実施要領、②集計表(別紙1)、③調査用紙(別紙2)を送付することにより調査を依頼してください。

* 全精社協支部については、他県から併せて依頼を受けた場合にあっては、当該他県の社会復帰施設を含みます。

精神保健福祉士就労状況調査の流れ

(参考)



※ 日精協支部、全精社協支部、保健所設置市等には、都道府県より調査を依頼。

※ 国立病院には別途厚生労働省より直接調査を実施予定。

(別紙2)

心神喪失者等医療観察法の施行に伴う精神保健福祉士の
就労状況に関する調査

○ この調査は、本年7月に公布された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の施行準備に当たり、法第15条に規定する精神保健参与員の確保に関して参考とするために、全国の精神病院・社会復帰施設・公的機関等に勤務する精神保健福祉士の方(精神保健福祉士法(平成12年法律第131号)第28条の規定するところに従い精神保健福祉士としての登録を受けた方)を対象として行うものです。

※ 精神保健参与員は、法律において、精神保健福祉に関する専門家として厚生労働大臣が予め作成した名簿の中から裁判所が指定することとされています。

○ 本調査票の調査用紙について、必要事項を御記入の上、各精神病院・社会復帰施設・公的機関等の御担当の方まで御提出ください。調査の趣旨を御理解の上、調査への御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○ 御提出いただいたデータについては、上記の調査目的以外の用途に使用することはありません。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)参照条文

(精神保健参与員)

第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

- 2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。
- 3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。
- 4 第六条第三項の規定*は、精神保健参与員について準用する。

*第六条

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

整理番号

(都道府県・指定都市記載欄)

心神喪失者等医療観察法の施行に伴う精神保健福祉士の就労状況
に関する調査 調査用紙(平成15年12月1日現在)

1. 御氏名(ふりがな) _____

2. 生年月日 明治 大正 昭和 年 月 日

3. 性別(いずれかに○) 1) 男性 2) 女性

4. 精神保健福祉士登録番号(5桁) _____

5. 登録年月日 平成 年 月 日

6. 自宅住所
(〒 _____)

7. 現在の勤務先
(名称) _____

(住所) _____

8. 通算実務期間(これまで精神保健福祉の専門家として実務に従事した期間の合計)
_____ 年 か月

9. 上記8の期間における勤務先類型(医療機関、社会復帰施設等)、業務内容、従事した
期間等について、できるだけ詳しくお書きください。

(別紙1)

各調査対象機関・施設記載用

心神喪失者等医療観察法の施行に伴う精神保健福祉士の
就労状況に関する調査 集計表

(各調査対象機関・施設名)

(所在地)

在勤している精神保健福祉士の数	名
うち今回回答が得られた者の数	名